

※1つの項目に対し、複数の対応状況を記載している場合があるため、指摘・意見の数の合計とは一致しません。

No.	監査結果（抜粋）	区分		※					措置等 内容	所管課	公表日
		指 摘	意 見	措 置 済	措 置 中・ 予 定	検 討 中	措 置 し な い				
		4	55	51	0	3	5				
	見出しは包括外部監査結果報告書（要約版）と対応しています。										
1	2. ネウボラ推進課に関する監査の結果及び意見 (1) 福山ネウボラ相談窓口「あのね」の実施体制の見直しについて		●	○				2022年（令和4年）4月から、2か所の相談窓口では、地域子育て支援拠点事業との兼務職員を配置しており、子育て支援事業利用者の中にいる潜在的な相談需要の掘り起こしを行うなど、子育て支援拠点と一体となって対応することや、「ことばの相談室」との連携により効果的な事業運営に取り組んでいるところである。 「あのね」では妊娠期から出産・子育てまで相談に応じる総合相談窓口として相談・支援を行っており、2021年（令和3年）11月からは、オンライン相談も開始した。指摘にある「窓口別の来所による相談実績件数」には含まれておらず、母子健康手帳交付や電話での相談も「あのね」では行っている。 母子健康手帳交付時には、全員面談を実施して、妊娠の状況把握を行いリスクアセスメントを行っており、リスクの高い妊婦においては、1時間以上の面談となる事もあり、その後の関係機関との連携にも時間を要している。 保育所に設置しているネウボラ相談窓口は、土曜日も開設していることから、父親の同伴が多い現状がある。ネウボラ相談窓口における来所相談の父の同伴率は、2020年度（令和2年度）が6.9%であったが、2023年度（令和5年度）は8.9%に上昇した。就労する母親も増えてきており、育児を協力して行う社会的気運を高めるためにも、休日に相談できる窓口を開設しておく需要は高い。さらに、出産の不安が高まる妊娠後期に、「あのね」から電話を入れ、状況を把握したり産前面談を実施し、顔の見える関係を構築しているところである。 これらのことから、13か所のネウボラ相談窓口を継続する。	ネウボラ推進課	2025/3/7	

No.	監査結果（抜粋）	区分		※					措置等内容	所管課	公表日
		指摘	意見	措置済	措置中・予定	検討中	措置しない				
	見出しは包括外部監査結果報告書（要約版）と対応しています。	4	55	51	0	3	5				
2	2. ネウボラ推進課に関する監査の結果及び意見 (2) 地域子育て支援拠点事業（公立分）の体制の見直しについて		●				○	保育施設の利用については、日によって利用者のばらつきはあるものの、1対1で相談を行う重点相談日、また、遊びの中で相談ができる開放日など、保護者のニーズに合った内容で実施している。 2022年（令和4年）4月から、2施設の拠点において、ネウボラ相談員との兼務職員を配置し運営しており、子育て支援事業利用者の中にいる潜在的な相談需要の掘り起こしを行っている。	ネウボラ推進課	2022/9/14	
3	2. ネウボラ推進課に関する監査の結果及び意見 (3) ふくやま子育て応援センター事業の内容、実施場所の再検討について		●				○	現在、子育て応援センター「キッズコム」は駅前の商業施設にある立地の良さや、土日祝日の営業も相まって、「プレイルーム」や「えほんの国」の利用者が多く、気軽な子育て相談場所としても重要な役割を果たしており、市内13か所のネウボラ相談窓口「あのね」の中でも相談件数が最も多く、全体の約1/5を占めている。 また、男性同伴率も高く、利用しやすい場所で各種イベントや講座を実施しており、男性の育児参加促進策としても有効である。 2023年度（令和5年度）より、商業施設の駐車場及び契約駐車場の利用について、1時間無料サービスとしており、継続的に利用する家庭も増え、利用者増に寄与している。 キッズコムでは妊娠期から未就学児を基本に、相談や情報提供、多くの講座を実施しており、保育士・看護職などの専門職を中心に対応する体制を有しており、ネウボラ相談窓口の中でも基幹的な役割を担っている。	ネウボラ推進課	2025/3/7	

No.	監査結果（抜粋）	区分		※					措置等内容	所管課	公表日
		指摘	意見	措置済	措置予定中	検討中	措置しない				
	見出しは包括外部監査結果報告書（要約版）と対応しています。	4	55	51	0	3	5				
4	2. ネウボラ推進課に関する監査の結果及び意見 (4) えほんの国事業を市の事業として実施する意義や実施場所の再検討について		●	○				「えほんの国」は多くの子育て家庭からの強い要望を受けて再開した施設であり、移転後のスペースについては、エフピコRiMiに比べ縮小しているものの、親子でゆったりと絵本に親しめる場所として十分な広さを確保している。 子どもの読書活動を推進する中で、0歳から絵本に親しめる空間になるよう、中央図書館や地域の保育所等と連携する中で、毎日読み聞かせを行うなど子どもが絵本に触れる機会を充実させており、保護者同士のつながりもできるほか、キッズコムと隣接していることから子育て相談もできる場にもなっている。 また、利用料が無料であることや、駐車場の利用も1時間無料にするなど、継続的な利用につながり、週末には家族連れでの利用も増加している。	ネウボラ推進課	2025/3/7	
5	2. ネウボラ推進課に関する監査の結果及び意見 (5) 健康診断の未受診者への対策について		●	○				2020年度（令和2年度）からのコロナ禍においては、医師会等の協力を得て、感染対策に配慮し、早い段階での集団健診から個別健診に体制を変更して実施することができた。 受診率の低下は、任意の日時の受診となったため保護者が忘れてしまったケースや感染を恐れて受診控えとなったケースによるものと分析している。 コロナ禍のような非常事態が鎮静化するまでの期間は不透明であり、長期間となる恐れもあることから、原則として国の定めた期間内に受診できる健診体制の構築に努めることが肝要と考える。 したがって、同様の事態が起きた場合は、コロナ禍で培ったノウハウを活かし、医師会等と連携しながら、保護者に対して定められた時期の健診による成長の確認の重要性を周知しながら、円滑な幼児健診の実施に努めるとともに、今後も施設の在り方や実施体制について市民ニーズに沿った事業実施に努めていく。 なお、新型コロナウイルスが5類に移行してからは通常の集団健診を実施しており、2023年度（令和5年度）の受診率は、1歳6か月児健診98.0%、3歳児健診 97.3%である。	ネウボラ推進課	2025/3/7	

No.	監査結果（抜粋）	区分		※					措置等内容	所管課	公表日
		指摘	意見	措置済	措置中・予定	検討中	措置しない				
	見出しは包括外部監査結果報告書（要約版）と対応しています。	4	55	51	0	3	5				
6	2. ネウボラ推進課に関する監査の結果及び意見 (6) 乳児全戸訪問の訪問体制について		●		○				赤ちゃん訪問をする訪問者の選定については、妊娠期からの状況（妊娠届や産前面談等）や赤ちゃん誕生届出カードの情報、子ども家庭総合支援拠点等との連携など、様々な情報をもとに、訪問者を決定している。この指標は、定期的に見直しを行っており、直近では2022年（令和4年）4月に行っている。引き続き、効果的・効率的な事業の運営に向けて、対応していく考えである。	ネウボラ推進課	2022/9/14
7	2. ネウボラ推進課に関する監査の結果及び意見 (7) 自立支援教育訓練給付金事業の給付金の計算方法について		●		○				2024年度（令和6年度）のひとり親家庭自立支援給付金事業（自立支援教育訓練給付金）のうち、看護師等の高度な専門資格を対象とする専門実践教育訓練給付の制度改正により、専門実践教育訓練給付の対象となる講座を受講し、受講終了後1年以内に資格を取得し、就職等した場合には、制度改正前はその経費の60%だったところ、85%を支給できることとなった。（ハローワークの制度では70%補助） なお、自立支援教育訓練給付金事業の対象者及び対象校（2校のみ）は限られているため、基本的に窓口で個々の状況を丁寧に聴き取り、説明したうえで申請いただくこととしている（申請件数…年間10件程度）。また、「ひとり親家庭のしおり」やホームページにて紹介している。 「ひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付事業」については、県社会福祉協議会所管の事業であり、ネウボラ推進課では、チラシを用いて事業の案内をしているほか、2025年度にひとり親家庭のしおりやホームページにて紹介・告知する。	ネウボラ推進課	2025/3/7

No.	監査結果（抜粋）	区分		※					措置等内容	所管課	公表日
		指摘	意見	措置済	予定中・	検討中	措置しない				
	見出しは包括外部監査結果報告書（要約版）と対応しています。	4	55	51	0	3	5				
8	2. ネウボラ推進課に関する監査の結果及び意見 (8) ひとり親家庭子どもの生活・学習支援事業の対象者について		●	○				福山市のひとり親家庭子どもの生活・学習支援事業では、貧困の連鎖を断ち切ることを目的とし、進学をめざす生徒を対象として、学習支援及び進路相談、学習する習慣を身につけることを目的として生活指導等を行っている。また、2024年度（令和6年度）から、中学生に加え、高校生も対象とした。	ネウボラ推進課	2024/9/27	
9	2. ネウボラ推進課に関する監査の結果及び意見 (9) ひとり親家庭等就業・自立支援センター事業及び母子・父子自立支援プログラム策定事業の体制見直しについて		●	○				ひとり親家庭等自立支援センター事業においては、ひとり親の経済的・精神的自立につなげられるよう母子・父子自立支援プログラムの策定等を行っている。2025年度（令和7年度）から、ひとり親家庭自立支援給付金を受給する前段で当該プログラムの策定が必須となり、実績が増加することが見込まれるため、2025年度（令和7年度）から、ひとり親家庭等自立支援センター事業を直営化し体制の見直しを行った。	ネウボラ推進課	2025/9/26	
10	2. ネウボラ推進課に関する監査の結果及び意見 (10) ひとり親家庭等の施策の告知の見直しについて		●	○				「ひとり親家庭・寡婦のためのしおり」は、窓口での制度案内等に活用するため、内容の時点修正をしながら今後も継続して作成していく。なお、県の事業は追加済みである。 潜在的な利用者に事業の基礎情報を周知し、かつ検索性の向上を図るため、広島県や他市のページを参考に一覧でまとめて表示するなど、見やすく・分かりやすいページを2025年度（令和7年度）中に作成することとしている。	ネウボラ推進課	2025/9/26	

No.	監査結果（抜粋）	区分		※					措置等内容	所管課	公表日
		指摘	意見	措置済	措置中・予定	検討中	措置しない				
	見出しは包括外部監査結果報告書（要約版）と対応しています。	4	55	51	0	3	5				
11	2. ネウボラ推進課に関する監査の結果及び意見 (11) 母子・父子・寡婦福祉資金貸付金の債権回収業務の委託について		●	○				個人情報のセキュリティに関する対応の見直しを行い、2023年度（令和5年度）から母子父子寡婦福祉資金貸付金について外部委託を実施している。 2024年度（令和6年度）以降も継続して、債権回収が困難と思われる案件については、専門的知識を有する外部業者に委託し、市の業務負担を減らしつつ、回収困難であった案件からの債権の回収に取り組んでいる。	ネウボラ推進課	2025/3/7	
12	2. ネウボラ推進課に関する監査の結果及び意見 (12) 母子生活支援施設に関する費用負担部門の適切性について		●				○	母子生活支援施設は児童福祉法に規定された子どもの福祉のための施設であり、DV被害者だけでなく、母子のみでの地域生活が困難であると認められる母子世帯の入所もあるため、主としてネウボラ推進課が所管している。 DV被害に係る支援については、若者・くらしの悩み相談課（旧青少年・女性活躍推進課）が所管し、相談受理から個々の状況に応じた各種制度へのつなぎ等を支援している。施設入所を希望又は必要な世帯に対しては、連携を図りながら入所に向けた支援に取り組んでいるが、入所後はDV被害が消失するため支援は終結となる。 また、DV以外の理由により入所する世帯については、ネウボラ推進課のひとり親家庭自立支援員及び要保護児童対策地域協議会により入所支援を実施しており、入所後も施設の母子支援員と連携しながら支援を継続する必要があるため、ネウボラ推進課において対応する。	ネウボラ推進課	2025/3/7	
13	2. ネウボラ推進課に関する監査の結果及び意見 (13) 子ども家庭総合支援拠点の実施体制の継続的な見直しについて		●	○				改正児童福祉法の施行により、2024年（令和6年）4月1日から「子育て世代包括支援センター」と「子ども家庭総合支援拠点」の意義や機能を維持したうえで、全ての妊産婦、子育て世帯、こどもに対し、母子保健・児童福祉の両機能を一体的に運営する「こども家庭センター」の機能をネウボラ推進課に設置し、より効果的・効率的な体制として、関係機関と連携しながら相談対応や支援を行っている。また、こども家庭センターを設置し、統括支援員を置き、効果的な支援につながるよう相談体制を構築した。	ネウボラ推進課	2025/3/7	

No.	監査結果（抜粋）	区分		※					措置等内容	所管課	公表日
		指摘	意見	措置済	予定中	検討中	措置しない				
	見出しは包括外部監査結果報告書（要約版）と対応しています。	4	55	51	0	3	5				
14	2. ネウボラ推進課に関する監査の結果及び意見 (14) 子ども医療費の助成に関する財政負担と制度の在り方について		●	○				2024年（令和6年）4月1日時点では、中核市で通院・入院とともに高校生まで助成対象としている市は42市（本市は中学生までが対象）、一部負担金ありは29市、所得制限なしは59市となっており、本市がとりわけ対象年齢が幅広く、手厚い給付といった状況ではない。子どもの医療費助成は、その内容をめぐり過度な自治体間競争の様相を呈しており、自治体間でサービス内容が異なるのは保険医療制度の観点からも好ましくないため、国における社会保障制度の一環として、全国一律に実施されるべきものと考えており、県を通じて国に要望している。	ネウボラ推進課	2025/3/7	
15	2. ネウボラ推進課に関する監査の結果及び意見 (15) ひとり親家庭等医療費の助成に関する財政負担と制度の在り方について		●	○				2024年（令和6年）4月1日時点では、ひとり親家庭の医療費における一部負担金ありは、中核市で40市、県内市町では、20市町となっている。医療費の抑制や医療機関の適正受診（安易なコンビニ受診の抑制）を促すことに加え、持続可能な制度とするため窓口での一部負担は必要であると考え。 なお、ひとり親家庭等医療費助成制度は、国における社会保障制度の一環として、全国一律に実施されるべきものと考えており、県を通じて国に要望している。	ネウボラ推進課	2025/3/7	
16	2. ネウボラ推進課に関する監査の結果及び意見 (16) ファミリー・サポート・センター事業（子育て援助活動支援事業）に関する未利用理由の調査、実態調査の必要性について		●	○				2021年（令和3年）1月、現在活動中の協力会員・両方会員対象にアンケート調査を実施した。当該アンケート結果を踏まえ、より使いやすい制度となるよう、課題とその対応について継続的に検討しているところである。 また、活動の様子や実際に援助しての感想、利用者の声などをホームページや機関誌に掲載することで利用促進に取り組んでいる。 2021年（令和3年）7月には、子育て応援センターにおける「プチ預かり」を開始することで登録者も増え、利用実績も増加傾向にある。 協力会員の退会もあるが、依頼会員登録の説明時に、協力会員の内容についても伝えることで、依頼会員から協力もできる両方会員になることもあり、市民の助け合いという良い関係が築けている。 今後も継続した実態や状況の把握により、良好な制度運営に努める。	ネウボラ推進課	2022/9/14	

No.	監査結果（抜粋）	区分		※					措置等 内容	所管課	公表日
		指 摘	意 見	措置 済	予 定	検 討 中	措 置 し ない				
	見出しは包括外部監査結果報告書（要約版）と対応しています。	4	55	51	0	3	5				
17	2. ネウボラ推進課に関する監査の結果及び意見 (17) 子育て応援プレゼント事業に関する物品配布の方法や在り方について		●	○				生まれてくる子どもへの祝福と、妊娠28週以降の妊婦にネウボラ相談窓口「あのね」への来所の動機づけを行うため、来所プレゼントを配付している。 この産前面談により不安の解消を行うとともに、状況把握と切れ目のない支援に繋げており、実施率は増加傾向である。 産前面談は、支援が必要な妊婦の把握と産後に利用できる事業の啓発ができる良い機会であるため、来所の動機付けになるようプレゼント内容を毎年検討している。引き続き、内容や効果を検証し事業を実施する。 【2025年度（令和7年度）に向けた検討内容】 ・2024年（令和6年）8月に検討を行い、2023年度（令和5年度）の産前面談率が前年度と比較し約8%上昇したことより、プレゼント内容は変更せず、同じ内容で実施することとした。	ネウボラ推進課	2025/3/7	
18	2. ネウボラ推進課に関する監査の結果及び意見 (18) 未就学児とその親が親子で一緒に楽しめる場所を増やすことについて		●	○				親子が一緒に楽しむことができる公園については、2024年度（令和6年度）、春日池公園へ障がいの有無や年齢に関係なく誰もが利用出来るインクルーシブ遊具を整備した。今後、利用者に対するアンケート調査やヒアリングを実施し、感想や課題を把握した上で、他の公園への整備について検討していく。 また、屋内遊戯場を併設した「ネウボラセンター」の設置に向けて、2024年度（令和6年度）よりニーズ調査を含めた調査・研究を行い、2025年度（令和7年度）以降の整備を検討している。	ネウボラ推進課	2025/3/7	

No.	監査結果（抜粋）	区分		※					措置等内容	所管課	公表日
		指摘	意見	措置済	措置中・予定	検討中	措置しない				
	見出しは包括外部監査結果報告書（要約版）と対応しています。	4	55	51	0	3	5				
19	2. ネウボラ推進課に関する監査の結果及び意見 (19) 「あのね」を子育て世代だけでなく幅広い世代や職場にも浸透させることについて （表省略） 上記の事業はその事業名から子育て支援関連の事業であることは連想できるが、それぞれがどのような事業なのか、また各事業の内容の違いについて、おそらく多くの市民が正確に理解できないと思われる。またいずれにも「センター」または同義の「拠点」が使われている。なお当該事業名は福山市独自で定めたものではなく、いずれも厚生労働省が策定した政策の中にある事業名である。一方、愛称の「あのね」・「キッズコム」・「ふくやまローズひろば」は福山市が独自に制定したものであり、福山市の工夫や努力を見ることができる。福山市では事業または実施施設に対し、暖かく親しみやすいイメージを想起させる愛称名を付している。しかし「キッズコム」こそキッズという言葉から子ども・子育て関連施設と想像できるが、「あのね」、「ふくやまローズひろば」という愛称からは事業や施設のイメージがわきにくい印象を持った。施設名または施設愛称からその事業や施設を明確にイメージできないと、事業内容や施設が周知されにくく、また浸透しないのではないだろうか。 「あのね」はまだ歴史が浅く、また「あのね」を利用または利用を考える世代は概ね平成29年6月の開設以降の妊産婦や未就学児を持つ世代に限定されることから、「あのね」を利用したことがない、または「あのね」のことを知らないという市民が多いのではないかと推測され、現状では市民に十分に浸透しているとは言えないと思われる。「あのね」の機能強化・拡充に努めるとともに、引き続き幅広い世代の市民に対し周知徹底を図ることが必要である。今後の周知の方策としては例えば、福山市内世帯だけでなく、公共施設や市内事業所に対し、「あのね」を周知させるパンフレットの配布や告知イベントを実施すること等も考えられる。	●	○					広島県のアンケートによると、「あのね」の認知度については、2022年（令和4年）3月末現在で、86.3％であり、「あのね」に相談に来てほしい世代については、認知されてきていると考えている。 現在、子育て情報誌「びんまる」と連携協定を締結し、定期的に「あのね」の情報や市の子育て支援策を掲載する取組も実施しているところである。 引き続き、福山市ホームページ・広報ふくやま・ラジオ・出前講座等を通じて、ネウボラ相談窓口「あのね」の周知を行い、また、地域の子育てサークルや、学区の公民館やコミュニティセンター、民生委員定例会へネウボラ相談員が出向き、周知啓発を行うことで、幅広い世代への周知を行っていく。 さらに、2022年（令和4年）10月から、ラインを通じて子育て支援事業やイベント等に関する情報配信を強化することとした。	ネウボラ推進課	2022/9/14	
20	3. 保育施設課に関する監査の結果及び意見 (1) 乳児保育促進事業に関する添付書類について 本事業の実施主体には、余剰金が当該施設拠点区分の前年度収入決算の6か月相当額を下回ることが求められている。つまり、拠点区分の決算数値により判定を行う必要がある。この点、福山市において各施設が実際に添付していた資金収支計算書及び貸借対照表は、法人全体（第1様式）、事業区分別（第3様式）、拠点区分別（第4様式）のいずれかを各施設の判断で提出している状況であった。 確かに、一つの施設のみを運営している社会福祉法人の場合は、法人全体（第1様式）、事業区分別（第3様式）、拠点区分別（第4様式）のいずれであっても、判定に影響は及ばない。サンプルとして抽出した施設も、一つの施設のみを運営する社会福祉法人の施設であったため、現状の判定に誤りがあるわけではない。 しかし、複数の施設を運営する法人の場合は、拠点区分別（第4様式）のものでなければ、上記要件の判定はできない。またこの要件は、あくまでも拠点区分での判定を求めており、判定を効率的に実施するためにも、添付書類として提出を求める資金収支計算書及び貸借対照表は、拠点区分別（第4様式）のものに統一するべきである。拠点区分別（第4様式）の計算書類は必ず作成されるものであり、その様式に限定して添付を求めることは施設側の事務負担を増大させるわけではないと考えられる。	●	○					2022年度（令和4年度）から要件の判定を効率的に実施するため、複数の施設を運営する法人の場合、添付書類として提出を求める資金収支計算書及び貸借対照表は、拠点区分別（第4様式）の提出を求め、要件の判定を行っている。	保育施設課	2023/9/14	

No.	監査結果（抜粋）	区分		※					措置等内容	所管課	公表日
		指摘	意見	措置済	措置中・予定	検討中	措置しない				
	見出しは包括外部監査結果報告書（要約版）と対応しています。	4	55	51	0	3	5				
21	3. 保育施設課に関する監査の結果及び意見 (2) 乳児保育促進事業に関する余剰金の確認方法について		●	○				2022年度（令和4年度）から余剰金について適正に判定するため、純資産の部に計上されている「その他の積立金」ではなく、資産の部に計上されている「積立資産」を確認している。	保育施設課	2023/9/14	
22	3. 保育施設課に関する監査の結果及び意見 (3) 乳児保育促進事業を実施する者が学校法人である場合の要件について		●	○				社会福祉法人という余剰金と同様の性格である学校法人会計基準における「特定資産」について、学校法人の余剰金に含めて、本事業の基本分の対象とする要件にあたるかどうか審査を行うよう、2022年度（令和4年度）に要綱を改正した。	保育施設課	2023/9/14	

No.	監査結果（抜粋）	区分		※					措置等内容	所管課	公表日
		指摘	意見	措置済	予定中	検討中	措置しない				
	見出しは包括外部監査結果報告書（要約版）と対応しています。	4	55	51	0	3	5				
23	3. 保育施設課に関する監査の結果及び意見 (4) 各施設に口頭で確認したことの記録について		●	○				2022年度（令和4年度）から、要件等について、口頭による確認を行った場合、記録を保存していく。	保育施設課	2022/9/14	
24	3. 保育施設課に関する監査の結果及び意見 (5) 職員給与等改善費支給後の使途を把握した上で、事業目的の達成状況を検証すること		●	○				2022年度（令和4年度）分から職員給与等改善費の使途を把握できるよう実績報告を求めていくこととし、2022年（令和4年）6月その旨を施設に事前周知した。	保育施設課	2022/9/14	
25	3. 保育施設課に関する監査の結果及び意見 (6) 資料の保存期間について		●	○				文書の保存期間については、福山市文書取扱規程に基づき決定している。2022年度（令和4年度）から、資料として保存するか否かについては、廃棄する際に、歴史的文書の収集基準に基づき判断していく。	保育施設課	2022/9/14	

No.	監査結果（抜粋）	区分		※					措置等内容	所管課	公表日
		指摘	意見	措置済	措置中・予定	検討中	措置しない				
	見出しは包括外部監査結果報告書（要約版）と対応しています。	4	55	51	0	3	5				
26	3. 保育施設課に関する監査の結果及び意見 (7) 障がい児保育に対する支援の在り方について 令和元年8月21日付け一般社団法人福山市私立認可保育施設協会からの要望書において、障がい児保育推進事業における認定基準の適正化及び各施設の支援状況に相当する予算の確保について要望がなされている。 要綱別紙①及び②の児童は、手帳所持の有無で絶対的に審査がなされるので異論はない。しかし、要綱別紙③の児童は、申請者の主観が混ざるものであり、膨大な申請件数を全て認定するわけにもいかず、相対評価にならざるを得ない。令和元年度及び令和2年度における、要綱別紙①②③の区分別の申請件数及び認定件数を示す。 （表省略） 本事業に関して福山市の努力は理解できるものの、保育の現場からは今以上の支援を求められているのが現状である。発達障害の増加、統合保育への関心等、障がい児保育の重要性が高まっていることを踏まえ、保護者、保育施設及び福山市とで議論を重ね、福山市における障がい児保育がより充実したものとなっていくことが期待される。	●	○					2021年度（令和3年度）以降、段階的に当事業の予算を拡充している。引き続き、私立認可保育施設協会と連携し、より充実した取組となるよう努める。	保育施設課	2023/9/14	
27	3. 保育施設課に関する監査の結果及び意見 (8) 施設型給付及び地域型保育給付における処遇改善等加算の実績報告書の審査において異常値を検出した場合には記載金額の根拠を確認すること ある1施設をサンプルとして、処遇改善等加算Ⅰ及びⅡの令和元年度実績報告書に係る審査の方法について詳細にヒアリングを行った。 処遇改善等加算Ⅰの実績報告書については、添付書類である賃金改善明細により、賃金改善状況を確認できていた。しかし、処遇改善等加算Ⅱの実績報告書では、実績報告書の記載方法が誤っている可能性があると推測される。具体的には、基準年度と比較し、処遇改善等加算Ⅱとして1,245,140円が賃金改善に充てられていなければならないところ、8,620,095円の賃金改善がなされているという内容の実績報告書となっていた。それらの数字を額面通り比較すれば必要額の賃金改善はなされているという結果となるが、その差は7,374,955円と多額であり、実績報告書の記載方法が誤っている可能性があるとして推測される。 この点、総務省行政評価局による「子育て支援に関する行政評価・監視結果報告書（平成30年11月）」（以下、「総務省報告書」という。）において、処遇改善等加算に係る賃金改善確認の実施状況について、次のような所見がある。 内閣府及び厚生労働省は、地方公共団体における処遇改善等加算に係る賃金改善確認の徹底を図る観点から、必要に応じ文部科学省と協議を行い、次の措置を講ずる必要がある。 ① 認可保育施設等における処遇改善等加算に係る賃金改善額が、対象となる保育従事者等の給与へ適切に反映され、適正な給与水準が維持されているかについて、賃金改善実績報告書の提出時や監査の機会等を通じて賃金台帳等を活用した確認を行うよう、地方公共団体に要請すること。 ② その際、賃金改善確認の対応に苦慮している地方公共団体の参考となるよう、地方公共団体が独自に様式を定め、保育従事者等一人一人の賃金改善の状況を確認するなど創意工夫している取組例を収集し、必要な情報を提供すること。 福山市では、賃金台帳等の原始資料の提出を求めることはしていない。処遇改善等加算に係る事務について、国から具体的な方法の指示がないとしても、総務省報告書の趣旨から鑑みて、合理的な審査体制を構築する必要があると考える。したがって、金額の記載誤りがあると推測される場合には、追加で適宜資料を求めたうえで審査を実施することを検討されたい。	●	○					2023年度（令和5年度）の実績報告から、記載誤りが推測される場合には聞き取り後修正を求め、必要に応じて資料を求める運用に変更した。	保育施設課	2024/9/27	

No.	監査結果（抜粋）	区分		※					措置等内容	所管課	公表日	
		指摘	意見	措置済	措置中・予定	検討中	措置しない					
	見出しは包括外部監査結果報告書（要約版）と対応しています。	4	55	51	0	3	5					
28	3. 保育施設課に関する監査の結果及び意見 (9) 処遇改善等加算に係る令和2年度の改正事項について、対象となる全ての施設に理解をしていただくよう努めること	令和2年度において、処遇改善等加算について重要な改正がなされた。具体的には、処遇改善等加算Ⅰは、算定の起点となる基準年度について、固定時点（支援法による確認の効力が生じる年度の前年度）となっていたところ、加算Ⅰ新規事由がない場合には「加算当年度の前年度」とされた（加算Ⅰ新規事由がある場合は割愛する）。また、処遇改善等加算Ⅱは、副主任保育士等（職員A）に係る加算額の配分について、一定数確保する必要があったところ、「1人以上」に緩和された。 処遇改善等加算Ⅰ及びⅡの令和2年度計画書を確認したところ、処遇改善等加算Ⅰの改正について理解ができていないと思われる計画書が散見された。この点について福山市の対応状況を確認したところ、施設から個別に質問を受けており、改正内容について理解していただくよう可能な限り努めたとのことであった。また、令和2年度は処遇改善等加算の改正があるので、年度開始当初に説明会の開催を検討していたが、新型コロナウイルス感染症感染拡大の状況からやむを得ず取りやめたとのことであった。 令和2年度計画書には、施設とのやり取りの記録が残っており、福山市における試行錯誤の努力をうかがい知ることができた。しかし、制度改革について、計画書の段階で完全には理解できていない施設があるのも確かなことである。したがって、令和2年度実績報告書の提出を受ける際は、対象となる全ての施設に理解をしていただくよう対応が求められる。また、福山市も検討していたことであるが、新型コロナウイルス感染症等特別な要因がない限り、制度改革がある年度等は施設に対して予め周知の機会を設けることが望ましい。						●	○	2020年度（令和2年度）、2021年度（令和3年度）については新型コロナウイルス感染症の影響により、説明会を中止していたが、2022年度（令和4年度）からICTを活用しオンライン説明会を開催している。	保育施設課	2022/9/14
29	3. 保育施設課に関する監査の結果及び意見 (10) 施設等利用費を法定代理受領する場合に、施設において「特定子ども・子育て支援提供証明書」（以下、「提供証明書」という。）の交付がなされていなかったこと	福山市における法定代理受領の事務フローには、提供証明書に係る事務フローがない。この点について担当課に確認したところ、幼児教育・保育の無償化が開始したのは令和元年10月からであるが、制度改革への対応に向けた実務の中で、内閣府が公表する実務フローの確認が漏れてしまったとのことであった。 法定代理受領の場合の提供証明書については、「特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準（平成26年内閣府令第39号）」の第57条において、施設が市町村及び保護者へ交付するよう規定されている。 ただし、当該条項については、「令和3年の地方からの提案等に関する対応方針（令和3年12月21日閣議決定）」等を踏まえ、市町村の負担軽減のための見直しが行われる予定である。具体的には、令和4年4月1日を施行日として、施設が法定代理受領する場合に義務付けられている保護者及び市町村に対する提供証明書の交付を、幼稚園、認定こども園、特別支援学校幼稚部（これらの施設における預かり保育事業も含む。）については不要とする改正がなされる予定である。 今後、福山市においては、法令等で規定された範囲内で効果的かつ効率的な事務体制を検討し構築することが求められる。						●	○	法定代理受領の場合の提供証明については、予定通り特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準（平成26年内閣府令第39号）の一部が2022年（令和4年）4月1日に改正、施行されたことから、不要となった。 今後とも効率的な事務を執行することに努める。	保育施設課	2022/9/14

No.	監査結果（抜粋）	区分		※						措置等内容	所管課	公表日
		指摘	意見	措置済	措置中・予定	検討中	措置しない					
	見出しは包括外部監査結果報告書（要約版）と対応しています。	4	55	51	0	3	5					
30	3. 保育施設課に関する監査の結果及び意見 (11) 病児・病後児保育事業にかかる交付要綱について		●		○				病児・病後児保育に係る委託料については、2021年（令和3年）12月国の交付要綱に合わせ本市交付要綱を改正した。	保育施設課	2022/9/14	
31	3. 保育施設課に関する監査の結果及び意見 (12) 病児・病後児保育事業にかかる実施要綱について		●		○				福山市子育て支援事業実施要綱は、複数の事業をまとめているため、このような表現となっていたが、病院等が実施主体であるとの誤解が生じる表現であるため、2022年（令和4年）4月1日施行により実施要綱を改正し、誤解が生じないよう「病院若しくは診療所の設置者」の部分を削除した。	保育施設課	2025/3/7	
32	3. 保育施設課に関する監査の結果及び意見 (13) 病児・病後児保育事業にかかる実績報告書の審査（人件費）について		●		○				2022年度（令和4年度）から実績報告書に加え、月報や勤務実績、給与台帳を確認することで確認している。	保育施設課	2023/9/14	

No.	監査結果（抜粋）	区分		※					措置等内容	所管課	公表日
		指摘	意見	措置済	措置中・予定	検討中	措置しない				
	見出しは包括外部監査結果報告書（要約版）と対応しています。	4	55	51	0	3	5				
33	3. 保育施設課に関する監査の結果及び意見 (14) 病児・病後児保育事業にかかる実績報告書の審査（事務費・事業費）について		●	○				2024年度（令和6年度）から、実績報告提出時に収支精算書へ支出内容（明細）を記載するよう求めることとした。	保育施設課	2024/9/27	
34	3. 保育施設課に関する監査の結果及び意見 (15) 病児・病後児保育事業にかかる実地調査の実施		●	○				病後児保育を実施している保育施設に関しては、配置されている保育士や看護師が教育・保育（給付費）の部分と配置が重複していないか、月単位で提出のある保育士等配置状況調書によって確認している。 また、毎年度の契約更新時には各施設を訪問し、施設内の見学等を行っているが、実施調査という目的ではなかった。2024年度（令和6年度）からは、この契約更新時に施設内の確認及び保育士、看護師が適正に配置されているかの確認等を行うこととした。	保育施設課	2025/3/7	
35	3. 保育施設課に関する監査の結果及び意見 (16) 病児・病後児保育事業にかかる委託料の計算方法の改善について		●				○	ご意見を踏まえて検討したが、各実施施設の安定的な運営を確保するためにも、引き続き人件費相当分の固定的な委託料は必要と考えている。 今後、実績と支出する委託料が乖離するような事態が発生するようであれば、適宜検討していく。	保育施設課	2025/3/7	

No.	監査結果（抜粋）	区分		※					措置等内容	所管課	公表日
		指摘	意見	措置済	措置予定中・	検討中	措置しない				
	見出しは包括外部監査結果報告書（要約版）と対応しています。	4	55	51	0	3	5				
36	3. 保育施設課に関する監査の結果及び意見 (17) 地域子育て支援拠点事業の要綱について	ア 開設日数等による区分について 地域子育て支援拠点事業にかかる委託金の算定において、交付要綱別表の規定方法では、新規の実施施設の委託金は開設日数等にかかわらず、すべて同じ金額となってしまう、施設の実施レベルに応じた支援を行うことができない。また、委託先の見直しを行っていないため現在の規定になっているとのことであるが、確かにすべての既存の実施施設がそのままの事業形態を維持するという前提では現在の要綱でも問題はないが、限られた財源の中、地域のニーズの変化に対応するためには、今後既存の実施施設の見直しも含めた全体的な検討が必要になることも想定される。そのため、「子ども・子育て支援交付金交付要綱」に規定されているように、開設日数や職員の配置等により区分するなど、実施施設の実施レベルに応じた委託金を出せるような規定方法への改訂について検討していただきたい。						ア 開設日数等による区分について （2022年4月、措置済み） 国の要綱に沿って、配置人数や開設日数により、補助金を交付している。地域によっては利用人数に差が出るものの職員の配置をする必要があるため、それによって補助金の増減が出るものではない。 また、委託先の見直しについては、新たに実施する場合、事前に実施施設を選定する必要があり、施設においても実施できるかわからない状況で、人材や実施場所の確保が困難であるため、現状では既存の実施施設で事業を行っている。		保育施設課	2025/3/7
	イ 実施形態及び要件等の明確化 福山市の地域子育て支援拠点事業の委託金の対象となる区分の一つとして、「福山市地域子育て支援拠点事業実施要綱第4条第2号に規定するセンター型として実施し、引き続き同様の事業形態を維持している場合」と交付要綱別表（表1参照）に規定されているが、「福山市地域子育て支援拠点事業実施要綱」は、実施要綱が施行された平成27年4月1日に効力を失っており、現在の福山市の要綱には、この区分の実施形態及び要件が規定されていない。また、もともと「福山市地域子育て支援拠点事業実施要綱」や複数の事業の実施要綱をまとめて実施要綱が施行された経緯があり、複数の事業が一つの要綱にまとめられていることで、各事業の詳細な実施形態や要件等が明記されていない。地域子育て支援拠点事業については、以前のように一つの事業のみで実施要綱を作成し、事業の目的、事業内容、実施形態及び要件、事業にかかる手続き等について詳細に規定する方がより適切であると考え。要綱の体系の見直しも含めて検討していただきたい。						イ 実施形態及び要件等の明確化 （2024年度中、措置予定） 福山市子育て支援事業実施要綱別表の記載（文言）について、2024年度中に改正予定。 当事業は子ども・子育て支援事業のひとつとして実施しており、その他の事業とのシナジー効果が期待される。また、実施施設においても、申請が別になるなど、事務が煩雑となり、負担が増えることとなるため、一体的に運用する方が効率的である。				
	ウ 参考条文について 実施要綱第2条第3号において、「地域子育て支援拠点事業実施要綱4①及び②に定める」と規定されているが、参照されている国の要綱を確認したところ、正しくは「地域子育て支援拠点事業実施要綱4(2)に定める」との記載が正しいと考えるので、修正されたい。						ウ 参考条文について （2022年4月、措置済） 実施要綱を「地域子育て支援拠点事業実施要綱4（1）及び（2）」に改正 なお、2024年度（令和6年度）改正により、該当事業は市要綱の第2条第3号から第2条第2号に変更				

No.	監査結果（抜粋）		区分		※					措置等内容	所管課	公表日
			指 摘	意 見	措 置 済	措 置 予 定 中 ・	検 討 中	措 置 し な い				
	見出しは包括外部監査結果報告書（要約版）と対応しています。		4	55	51	0	3	5				
		エ 交付要綱別表の規定について 福山市の地域子育て支援拠点事業にかかる委託金の金額は、交付要綱第6条に「別表の第1欄に定める区分ごとに、第2欄に定める基準額と、第3欄に定める対象経費の実支出額から寄附金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額とする。」と規定されているが、交付要綱別表には、地域子育て支援拠点事業にかかる委託金の計算と、新型コロナウイルスの感染拡大防止を図る事業（以下「感染拡大防止事業」という。）にかかる補助金の計算がまとめて規定されている（表1参照）。しかし、福山市で実際に行われている事務は、地域子育て支援拠点事業にかかる基準額（表1第2欄（1）～（3））と地域子育て支援拠点事業に必要な経費を比較し、感染拡大防止事業の基準額（表1第2欄（4））と感染拡大防止事業の経費を比較して補助金等の金額が算定されているため、現在の規定方法では交付要領とは異なる事務が行われていると評価する余地がある状況である。国の「子ども・子育て支援交付金交付要綱」には、感染拡大防止事業は地域子育て支援拠点事業とは別の区分に規定されており、これと同様の規定に変更するか、感染拡大防止事業のみの要綱を作成する等の対応を検討していただきたい。							エ 交付要綱別表の規定について （2022年4月、措置済） 福山市地域子育て支援拠点事業実施要綱については、福山市子育て支援事業補助金等交付要綱に統合し、国要綱の規定内容に合わせ、それぞれ改正した。			
37	3. 保育施設課に関する監査の結果及び意見 (18) 地域子育て支援拠点事業における実績報告書の審査	実績報告の審査時において、事業に必要な経費の支出内容の確認がなされていなかった。地域子育て支援拠点事業実績調書の歳出内訳である「事務費支出」及び「事業費支出」について、科目の合計金額のみ記載されており、各科目の詳細な支出内容については書類上では確認することはできない。そのため、事業に必要な経費に該当するかどうかは、実施報告書等を審査する際に確認できていない。実績報告書の提出を受ける際に、領収書等の支出内容のわかる書類を合わせて受領するか、もしくは支出内容がわかるように収支精算書に明細を記載してもらう等、事業に必要な経費であるかを確認すべきであるとする。	●	○					補助の大部分が事業実施に係る人件費相当分であることや、各支出を本体事業から切り分ける保育現場の事務の負担軽減のため、支出内容の明細までは求めていなかった。 実績報告のあり方を検討し、業務改善を図るため、2024年度（令和6年度）の実績報告から「各支出の明細書」を提出書類に加えた。	保育施設課	2025/3/7	
38	3. 保育施設課に関する監査の結果及び意見 (19) 地域子育て支援拠点事業における実地調査の実施	地域子育て支援拠点事業の実施施設に対して、実地調査が行われておらず、また要綱や委託契約書を確認したところ、実地調査についての規定が確認できなかった。 牽制機能を生じさせるため、定期的に実地調査を行い、職員の配置状況や実施報告書の記載内容の正確性等について確認することを検討していただきたい。	●	○					2022年度（令和4年度）から施設監査に併せて本事業についても確認している。	保育施設課	2023/9/14	
39	3. 保育施設課に関する監査の結果及び意見 (20) 延長保育事業及び一時預かり事業における実地調査の実施	交付要綱別表によると、延長保育事業では「平均対象児童数」、一時預かり事業では、「年間延べ利用児童数」が補助金の算定の基礎となっているが、その人数については実施施設から提出される延長保育（一時預かり事業）実績報告（月報）が根拠となり、その正確性についてまでは検証できていない。実績報告書の審査の担当部署は保育施設課であるが、各施設への指導監査は別部署が行っており、指導監査の際に実績報告書の提出書類等に関する確認は行われていない。牽制効果を生じさせるため、指導監査等を実施施設に対して行っている部署と連携して、会計帳簿や賃金台帳等の書類確認し、実績報告の際に提出された人件費明細や実績調書の数値の正確性を確認することが望ましいと考える。	●	○					2022年度（令和4年度）から施設監査に併せて本事業についても確認している。	保育施設課	2023/9/14	

No.	監査結果（抜粋）	区分		※					措置等内容	所管課	公表日
		指摘	意見	措置済	措置中・予定	検討中	措置しない				
	見出しは包括外部監査結果報告書（要約版）と対応しています。	4	55	51	0	3	5				
40	3. 保育施設課に関する監査の結果及び意見 (21) 子ども・子育て支援システム保守等におけるユーザーIDの棚卸について		●	○				「情報セキュリティ実施手順」に基づき、2022年度（令和4年度）においては7月に点検し、ユーザーIDの棚卸を適切に行った。引き続き、毎年度実施する。	保育施設課	2022/9/14	
41	3. 保育施設課に関する監査の結果及び意見 (22) 子ども・子育て支援システム保守等におけるユーザーIDの権限の付与について		●	○				2022年度（令和4年度）においてはユーザーIDの棚卸と併せて管理者権限の見直しを行った。引き続き、毎年度実施する。	保育施設課	2022/9/14	
42	3. 保育施設課に関する監査の結果及び意見 (23) 公立保育施設維持補修（工事請負費）における設計金額の合理性の検討について		●	○				2022年度（令和4年度）から、同様の工事内容であるにもかかわらず契約金額に大きな差異が生じた場合は、安価な契約金額となった工事の設計内容を再度確認するなどその原因を究明するとともに当該工事の品質及び水準が適正なものとなるよう注視する。	保育施設課	2022/9/14	

No.	監査結果（抜粋）	区分		※					措置等内容	所管課	公表日
		指 摘	意 見	措 置 済	措 置 中 ・ 予 定	検 討 中	措 置 し な い				
	見出しは包括外部監査結果報告書（要約版）と対応しています。	4	55	51	0	3	5				
43	3. 保育施設課に関する監査の結果及び意見 (24) 施設維持改良費における同一施設において同時期に行われる複数の少額工事の発注方法について		●	○				2022年度（令和4年度）から、工事執行に係る契約金額の客観性を高めるべく当該施設をよく確認し工事内容を検討することにより極力同種工事を一本化して発注するよう努める。	保育施設課	2022/9/14	
44	3. 保育施設課に関する監査の結果及び意見 (25) 見積書の保管について		●	○				2022年度（令和4年度）から、随意契約における契約関係書類の根拠性を高めるため、電子メール又はファクシミリによって提出された見積書については、本市の受信日を印字するなど適正な保管に努めている。	保育施設課	2022/9/14	
45	3. 保育施設課に関する監査の結果及び意見 (26) 施設維持改良費（耐震改修）における耐震改修の進捗について		●	○				『福山市公立就学前教育・保育施設の再整備計画』に基づき、保護者ニーズや地域の状況等を総合的に判断し最適な手法で取り組み、公立幼稚園は2027年度（令和9年度）、公立保育所は2033年度（令和15年度）に耐震化の完了見込みである。	保育施設課	2025/3/7	

No.	監査結果（抜粋）	区分		※					措置等 内容	所管課	公表日
		指摘	意見	措置済	措置中・ 予定	検討中	措置しない				
	見出しは包括外部監査結果報告書（要約版）と対応しています。	4	55	51	0	3	5				
46	3. 保育施設課に関する監査の結果及び意見 (27) 財産台帳（土地、建物）にかかる内海保育所用地の表示登記について	●		○				2023年度（令和5年度）に測量、境界立会を実施、12月28日に表示登記を行い、行政財産としている。	保育施設課	2025/3/7	
47	3. 保育施設課に関する監査の結果及び意見 (28) 元紅葉保育所土地の管理担当課について	●				○		土地の一部に課題が残っており整理が必要である。課題解決に取り組み、その後、市役所本庁舎所管課において管理するよう関係部署で協議している。	保育施設課	2025/3/7	
48	3. 保育施設課に関する監査の結果及び意見 (29) 保育所用地の借受にかかる土地賃貸借契約書について	●		○				西多治米保育所については、2023年度（令和5年度）の新規開設に伴い、契約は終了した。 柳津保育所については、2025年（令和7年）4月1日時点において、まだ相続登記が完了していないため、相続人代表と契約を締結しているが、今後相続手続が完了した場合は、土地の相続人と契約を締結する。	保育指導課	2025/9/26	
49	3. 保育施設課に関する監査の結果及び意見 (30) 柳津保育所の借受料の改定について	●		○				毎年度、対象地の固定資産評価額の改定に合わせて借受料を算定する変更契約を、2025年（令和7年）4月1日に締結した。	保育指導課	2025/9/26	
50	3. 保育施設課に関する監査の結果及び意見 (31) 常金丸保育所の借受料の改定について	●		○				毎年度、対象地の固定資産評価額の改定に合わせて借受料を算定する変更契約を、2025年（令和7年）4月1日に締結した。	保育指導課	2025/9/26	

No.	監査結果（抜粋）	区分		※					措置等内容	所管課	公表日
		指摘	意見	措置済	措置予定・	検討中	措置しない				
	見出しは包括外部監査結果報告書（要約版）と対応しています。	4	55	51	0	3	5				
51	3. 保育施設課に関する監査の結果及び意見 (32) 賃借中の保育所用地の取得（購入）の検討について		●				○	現在賃借している保育所用地の大部分は、児童の送迎で一時的な用途を目的としており、保育所建物等の敷地のように恒久的に使用するものではないことから、現時点では、賃貸借契約を継続することが適当であると判断している。また、土地を取得した場合、購入経費や維持管理に係る経費が発生することや、施設の利用状況や保育ニーズの変化に応じた柔軟な対応が難しくなる懸念もある。こうしたことから、現時点では、賃貸借契約を継続し、地域の状況や保育ニーズを注視する中で、将来的に駐車場用地の恒久的な利用が必要と判断される場合には、土地取得について改めて検討する。	保育施設課	2025/3/7	
52	4. 保育指導課に関する監査の結果及び意見 (1) 放課後児童クラブの利用者負担割合		●				○	事業を持続可能なものとするためには、受益者負担の適正化を念頭に、効率的な運営によるコスト抑制を図りながら事業運営に取り組む必要がある。国が示す「クラブ運営費における利用者負担割合は概ね50%」の考え方を踏まえ、利用料の見直しに向け、課題を整理中である。	保育施設課	2025/9/26	
53	4. 保育指導課に関する監査の結果及び意見 (2) 放課後児童クラブの公立と私立の比較		●				○	本市の放課後児童クラブは、おおむね1小学校に1クラブが設置されており、市内の小学校に在学又は市内に住所を有する児童であり、かつ保護者の就労要件等を満たしていれば、私立小学校の児童も利用することができる。 現在、私立小学校で実施している放課後児童クラブ事業は、在校生のみを対象に運営されているため、公的な補助制度の創設は現時点では考えていない。	保育指導課	2022/9/14	

No.	監査結果（抜粋）	区分		※					措置等内容	所管課	公表日
		指摘	意見	措置済	措置中・予定	検討中	措置しない				
	見出しは包括外部監査結果報告書（要約版）と対応しています。	4	55	51	0	3	5				
54	4. 保育指導課に関する監査の結果及び意見 (3) 放課後児童クラブの利用料	福山市の放課後児童クラブの利用料は、毎月定額であり、平日は何時間預けても、利用料に差が生じることはない。また、土曜日・学校代休日だけでなく、春・夏・冬休みのように長期休暇中に放課後児童クラブを一日中利用したとしても、利用料は定額のままである。 放課後児童クラブの運営費は、支援員や補助員の人件費等が大部分を占めており、受益者負担の原則を踏まえると、利用時間や利用日数等に応じて利用料を負担することが基本となる。ただし、利用時間を個別に集計するには事務負担等が生じることから、利用時間等のみを考慮して利用料を決定するのは現実的ではなく、受益者負担の原則と事務負担コスト等のバランスを考えながら利用料を決定するのが合理的である。他の地方自治体の放課後児童クラブの利用料を調査すると、迎えの時間によって利用料に差を設けたり、夏休みがある8月のみ利用料の値上げを行ったりする等それぞれの地方自治体の考えや方針により、利用料を設定している。ITが発達し、入退室等の管理システムが導入しやすい環境になっている状況のなか、福山市においても、受益者負担の原則と事務負担コスト等のバランスを考えながら、利用料の決定方法の見直しを検討することが望ましい。							児童の放課後における安心安全な居場所として「放課後児童クラブ」の果たす役割は大きくなっている。保護者の多様なニーズに対応するため、事業の質的向上やサービスの充実に取り組んでいるところであり、サービス提供に要した費用に応じた利用料設定となるよう、利用料の見直しに向け、課題を整理中である。	保育施設課	2025/9/26
55	4. 保育指導課に関する監査の結果及び意見 (4) 放課後児童クラブの減免制度の対象範囲拡大	福山市の保育料については、ひとり親世帯の所得金額が一定の水準未満である場合、保育料表の特例が適用されることになる。これは、ひとり親世帯の子育ての経済的負担軽減を図り、子育て支援を促進するという観点では、有用な制度であると考えられる。しかし、ひとり親世帯の子どもが小学校にあり、放課後児童クラブを利用する場合には、負担額を軽減するような特例制度が適用されなくなってしまう。ひとり親世帯の支援政策はまだ進んでいるとはいえないので、より手厚い経済的な支援を行っていく必要がある。ただし、ひとり親世帯のなかには、十分な所得がある世帯も存在するため、ひとり親世帯という理由だけで放課後児童クラブの利用料負担額を軽減するのは適切ではない。今後、放課後児童クラブの保護者の利用料負担が増加することになれば、所得の少ないひとり親世帯にとってはより影響が大きくなる。一定の所得制限を設けてひとり親世帯の放課後児童クラブの利用料負担額を軽減することが、子どもの健全な育成を図るとともに、ひとり親世帯の就業及び自立を促進することにつながると考えられる。							現在、ひとり親世帯としての減免ではなく、生活保護受給世帯及び市民税非課税世帯に該当する家庭については、利用料を減免をしているところであり、利用者の負担の軽減を図っている。また、利用料についても1998年（平成10年）に利用料を導入以降、3,000円に据え置いており、他都市と比べても低い水準となっている。以上のことから、ひとり親世帯に対する更なる負担軽減は現時点では考えていない。	保育指導課 保育施設課	2023/9/14

No.	監査結果（抜粋）	区分		※					措置等内容	所管課	公表日
		指摘	意見	措置済	措置中・予定	検討中	措置しない				
	見出しは包括外部監査結果報告書（要約版）と対応しています。	4	55	51	0	3	5				
56	4. 保育指導課に関する監査の結果及び意見 (5) 放課後児童クラブの開設時間の延長		●	○				開設時間の延長については、2022年（令和4年）12月に保護者アンケートを実施し、その結果を踏まえて検討した結果、2023年度（令和5年度）から5クラブで開設時間の延長を実施することとした。 【2023年度開設延長クラブ】 御幸・湯田・松永・緑丘・新涯 【開設延長後の開設時間】 通常期平日 放課後～19時 長期休業日 8時～19時 土曜日 8時～18時 開設時間延長については、利用者ニーズ等を的確に把握する中で、対応クラブ拡大に取り組む。	保育指導課	2023/9/14	
								(No. 56の追加措置) 2023年度（令和5年度）から開設時間の延長を段階的に実施している。 【2024年度開設延長クラブ】 深津・川口・坪生・加茂・宜山 【民間委託により開設延長を実施したクラブ】 旭・本郷	保育施設課	2024/9/27	

No.	監査結果（抜粋）	区分		※					措置等内容	所管課	公表日
		指摘	意見	措置済	予定中	検討中	措置しない				
	見出しは包括外部監査結果報告書（要約版）と対応しています。	4	55	51	0	3	5				
57	4. 保育指導課に関する監査の結果及び意見 (6) 日本スポーツ振興センター災害共済給付制度について ア 福山市における高額な損害賠償事案への対応 福山市においては、日本スポーツ振興センターの給付金額の不足分を補う方法として、全国市長会損害保険に加入している。この全国市長会損害保険により、福山市に国家賠償法、民法上の損害賠償責任が生じたことによって被る損害に対して総合的に保険金が支払われることになる。福山市は令和元年度から損害賠償保険の契約類型を変更しており、平成30年度までは、契約類型（A型）で身体賠償1名につき2,000万円の限度額であったものが、令和元年度以降は契約類型（E型）で身体賠償1名につき1億5,000万円の限度額となっている。このように、福山市では、日本スポーツ振興センターだけでなく、全国市長会損害保険にも加入し、契約類型を変更し保険金額を増加することで、高額な損害賠償事案に対応できている。 イ 私立保育所等における高額な損害賠償事案への備え 私立保育所等において、高額な損害賠償事案へ対応できるような共済や保険に加入しているか福山市に確認したところ、各保育施設の保険の種類や限度額等までは取りまとめて管理等はしていなかった。日本スポーツ振興センターの共済制度は、国、施設等の設置者及び保護者等による互助共済制度であり、施設の管理下で発生する不慮の事故を補償するので、被害者救済のために有用な意味をもつ。ただし、災害共済給付制度への加入は任意であり強制力をもつものではない。各保育施設が、民間の保険会社の損害賠償保険等の方が有用と判断すれば、当該損害賠償保険に加入することも考えられる。日本スポーツ振興センターの共済制度と民間の保険会社の損賠賠償保険等のいずれにしても、高額な損額賠償額を請求されたときに対応できるようにすることが大切である。福山市においては、私立保育所等について、日本スポーツ振興センターの共済制度や民間保険会社の損害賠償保険等に関する加入状況や限度額等を把握し、高額な損害賠償額に対応できるよう指導していく必要がある。	●	○					2022年度（令和4年度）から2年をかけて、児童福祉施設等に対する指導監査において、各施設の損害賠償保険等に関する加入状況や限度額等を確認し、高額な損害賠償額に対応できるよう指導した。その結果、全ての施設に指導の趣旨を理解していただき、市と同程度の損害賠償に対応できる状況となっている。	保育施設課	2024/9/27	

No.	監査結果（抜粋）	区分		※					措置等内容	所管課	公表日
		指摘	意見	措置済	措置予定・措置中	検討中	措置しない				
	見出しは包括外部監査結果報告書（要約版）と対応しています。	4	55	51	0	3	5				
58	4. 保育指導課に関する監査の結果及び意見 (7) 太陽光発電電力売払投資の回収年の計算	● ○						本市では、太陽光発電システムは、「福山市地球温暖化対策実行計画（事務事業編）」に基づき設置している。この実施計画の制定背景として、国が2016年（平成28年）5月に「地球温暖化対策計画」を閣議決定し、温室効果ガスを、2030年度（令和12年度）に2013年度（平成25年度）比で26.0%削減する目標を掲げ、そのうち、地方公共団体を含む「業務その他部門」には、約40%削減する目標が示されている。本市では「地球温暖化対策の推進に関する法律（以下「温対法」という。）」第21条第1項に基づき、2001年（平成13年）3月に「福山市地球温暖化対策実行計画（第1期）」を策定して以降、率先的に温室効果ガスの削減に取り組んでいる状況である。 実施計画の中の具体的な取組内容として、“太陽光発電システムなどの再生可能エネルギー等の導入に努める”とある。その実施計画の中で太陽光発電システムを積極的に導入しているものである。設備のメンテナンス費用、修理・交換費用及び最終的な廃棄コスト等多額のコストが発生することから、そういった面を考慮しつつ、最近の市場動向の流れからより環境面を考慮した全量自家消費型＋蓄電池タイプの太陽光発電システムの導入を進めていく。	保育施設課	2025/3/7	

No.	監査結果（抜粋）	区分		※					措置等内容	所管課	公表日		
		指摘	意見	措置済	措置予定・ 措置中	検討中	措置しない						
	見出しは包括外部監査結果報告書（要約版）と対応しています。	4	55	51	0	3	5						
59	4. 保育指導課に関する監査の結果及び意見 (8) 太陽光発電電力売払事業の回収期間	近年の売電価格の引き下げの状況のなか、太陽光発電電力売払事業を行っている事業者が存在するのは、太陽光発電システムの初期設置費が低下傾向にあり、性能も向上し発電量が増加傾向にあるから、投資の回収が十分に可能と判断するからである。 福山市の各施設の設置費、売電額、回収年等についての表によると、平成25年度から令和2年度の間に於いて、初期設置費の低下は見受けられない。直近の平成30年度、令和元年度及び令和2年度の初期設置費用は、平成25年度から平成28年度の平均設置費用を上回る。これは、太陽光発電電力売払投資の回収期間の長期化の一因となっている。 太陽光発電に使用する太陽光パネルは、製品寿命が約25～30年とされているなか、福山市の各施設の設置費、売電額、回収年等についての表によると、平成30年度は30年、令和2年度は37年と回収年が製品寿命を上回っている。この平成30年度は30年、令和2年度は37年という回収年は、表面的な回収年の計算に基づくものであり、将来的な廃棄コストを加味した実質的な回収年の計算を行うと、各年度の回収年はさらに長いものとなる。これでは、太陽光発電電力売払収入事業が当初から投資額を容易に回収できない事業ということになる。 太陽光発電電力売払収入事業の目的・ねらいは、「温室効果ガスの排出抑制を図るため、太陽エネルギーの利用を促進する」ことであり、必ずしも採算性だけにより事業を行うものではない。しかし、太陽光発電電力売払事業として実施する以上は、太陽光発電電力売払投資の回収期間を慎重に検討する必要がある、太陽光パネルの初期設置費についても市場動向を注視しながら事業を行うことが望まれる。						●	○		本市で太陽光発電システムを導入する目的は、「温室効果ガスの排出抑制を図るため、太陽エネルギーの利用を促進する」ことである。 そのため、採算性を考慮した事業ではなく環境面を考慮した事業となっている。設備のメンテナンス費用、修理・交換費用及び最終的な廃棄コスト等多額のコストが発生することから、そういった面を考慮しつつ、最近の市場動向の流れからより環境面を考慮した全量自家消費型＋蓄電池タイプの太陽光発電システムの導入を進めていく。	保育施設課	2025/3/7